

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和 6 年 3 月定例会	
議案番号 議案名	議案第 91 号 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議員名・会派名等	まつどみらい(大橋博・石塚裕・柿沼光利・田中睦生・岡本優子)
賛否態度	賛成
賛否など態度決定 に至った理由や 討論	<p>会派まつどみらいを代表して議案第 91 号につきまして、先程の委員長報告と同様、賛成の立場から討論致します。</p> <p>本議案は来年度の国民健康保険料を 1 人当たり平均 7,500 円値上げするというものですが、委員会審査の中で私から 7,500 円の根拠について質疑をさせて頂きました。</p> <p>それに対する答弁は千葉県が示す標準保険料と本市保険料の乖離が 30,000 円程度あり、本来であれば一気に 30,000 円を値上げしなければ県への納付金が納められない、また近年の医療の高度化により医療費が増加していることにより一人当たりの納付金が増額となり、このままでは乖離額が大きくなってしまいますので、被保険者の負担増、一般会計からの繰入、近隣市の状況を勘案して 1 人当たり平均 7,500 円にしたとのこと。</p> <p>このような状況を考慮しても、被保険者にとっては 7,500 円の値上げは大きな負担であり、近年の物価高騰も加わって生活への影響はますます厳しくなっています。</p> <p>値上げをせずにこのまま保険料を据え置いてしまったら、一般会計からの繰入が増大し、国民健康保険会計のみならず、一般会計まで破綻してしまいます。</p> <p>よって、本議案提案の保険料値上げはやむを得ない判断として、会派を代表しての賛成討論と致します。</p> <p>皆様の満場の賛同を賜りますようお願い申し上げます。</p>